

飯舘村放射能生態学研究会 福島シンポジウム
2012/11/18

飯舘村民の
生活再建への思いと展望

糸長浩司

日本大学生物資源科学部・生物環境工学科 教授
NPO法人 エコロジー・アーキスケープ理事長



2010年5月飯舘村の里山風景



2012年7月飯舘村の荒廃した里山風景

★飯舘村の集落住民と行政の協働による村づくりの歴史
住民と行政の協働によるエコロジカルで、手づくりの村づくり
偉大な田舎人づくり（クオリティライフ顕彰）

20の集落（行政区）単位での地区別計画と行動

10年間で各地区へ1000万円の村から活動費助成

までい（真手、じっくりゆっくりの意味の東北弁）なむらづくり

新エネルギープランと木質エネルギー（チップボイラー）活用



日本大学系長研究室＋EASの飯舘支援

◆汚染状況調査

空間線量、共同菜園での野菜の放射能測定

◆住民意識の聞き取り・アンケート調査、情報発信

仮設住宅(2011年10月)、前田(2012年3月)、長泥(2012年5月、7月)

全村民アンケート(2012年10～11月)、区長アンケート(2012年9月)、

シンポジウムの共同企画

◆放射能影響軽減策

✓ 専門医等による健康学習会・相談会の実施

✓ 子どものサマー疎開キャンプの企画・実施、村民別荘の設置試行

◆コミュニティ維持・再生

✓ ふくしま災害支援室の設置、 仮設共同農園の開設支援

✓ 「いいたて子どもを守る会」の設立支援

◆飯舘村文化の維持と創造

✓ 伝統技術を用いた交流促進の支援(いいたて匠塾)

✓ 子ども、高齢者対応のアート、ケーキづくり等イベントの企画・実施

◆二地域居住村の形成に向けた調査・企画・提案



ゆらていく南の島・エコ体験 飯舘・白保子ども交流会

色とりどりの魚が泳ぐサンゴ礁の島、石垣島白保集落の友達と一緒に、亜熱帯の自然や八重山の暮らしを体験してみませんか!? 思いっきり食べて、遊んでとびっきりの思い出を作ってください。

「ゆらていく」とは「いらっしゃい」という白保方言です。

2012年

3月27日(火)

～4月1日(日)

5泊6日(内3泊はホームステイ)

参加対象

- ・ 福島県飯舘村の小学校3年～5年の児童、引率者2名
- ・ 参加者の選定は、「吉倉の子供を守る会」とNPO法人EASが実施。
- ・ 参加者は、2万円/人の個人負担有り。
※旅費を個人負担しての参加の追加は要相談。

目玉 プログラム

- ・ 白保小学校の子供たちとの交流
- ・ 世界一の白保サンゴ礁でのシュノーケリング観察会
- ・ マングローブ林でのカヌー体験
- ・ 伝統的漁具「海垣」での体験漁
- ・ 乗船体験
- ・ オプションツアー：竹富島での水牛車

協力・関係機関について

主催：白保村ゆらていく憲章推進委員会、白保魚湧く海保全協議会、WWFジャパン

共催：NPO法人エコロジー・アーキスケープ、吉倉の子供を守る会

協力：白保公民館、白保婦人会、白保日曜日運営組合、白保小学校PTA

協賛：JTA（未定）など



プログラム1：マイカレンダー作り

第1回目 2011年12月3日（土曜日） 第2回目 2011年12月12日（月曜日）
於：伊達仮設住宅談話室



第1回目 2011年12月4日（日曜日） 第2回目 2012年1月15日（日曜日）
於：吉倉集会室





共同菜園づくり支援

相馬市内の飯舘村仮設住宅地の近くの共同菜園づくり 支援



匠塾・出前、技術避難プロジェクト支援

長野県小海町 2012年1月31

伝統保存食“凍み餅”の技術避難プロジェクト

凍み餅は寒冷、少雪な阿武隈山地の気候に根付いた保存食です。もち米とうるち米を半々に使った餅に、やまごぼうの葉に似た“ゴンボッパ（正式名オヤマボクチの葉）”のつなぎを入れて、一晚自然冷凍・乾燥させて作ります。飯館村では毎年、甚寒の頃に行われてきた凍み餅づくりでしたが、今後は村で手がけることができなくなってしまいました。そのため、冬季の気象が比較的似ていて、放射の公害の心配のない長野県小海町で実施します。



また、信州名物である野沢菜漬けを、小海町の名人から習うことも予定しています。

【日時】1月31日/午後 ~ 2月3日/午前

【場所】町の駅加工所ほか

【協力団体】小海町、八峰（やっほー）村加工部会

いいたて匠塾とは・・・

いいたて匠塾は、東電原発放射能公害によって全村避難している飯館村のお年寄りたちの避難生活中の生き甲斐づくり、伝統的な知恵や技術を村の若者たちに継承のほか、村や避難先では作ることが困難になった特産品を、外部協力団体と連携して継続的に生産していくための仕組みを構築すること等を目的にした組織です。

弊会では2011年9月から、お年寄りを対象に“いいたて匠塾”の設立、及び具体的な活動プログラムの準備等を支援してきました。

組織づくりや本プロジェクトの準備段階における弊会スタッフ、現地連携団体の“負けねど飯館”メンバーの打合せ等に要した経費は、日本財団ROADプロジェクト 東北地方太平洋沖地震 災害にかかる支援活動助成の助成金を活用しました。



連絡先：NPO 法人エコロジー・アーキスケープ副事務局長 浦上 kenura@nifty.com



EAS
ecology archi scape

NPO ECOLOGY ARCHISCAPE

ふくしま災害支援室



災害ボランティア・NPO 活動
サポート募金 助成事業

NPO 法人 エコロジー・アーキスケープ

国際環境 NGO FoE Japan

飯舘匠塾プロジェクト

わたり土湯ぽかぽかプロジェクト

飯舘共同農園プロジェクト



避難状況 2011年10月

世帯数 約1,700 ⇒ 2,700世帯に世帯分離

人口 6,177人が 県内に 5,633人
県外に 530人 外国に 14人避難

避難先・ 福島市 3,687人 ・ 相馬市、南相馬市 645人
・ 伊達市 622人 ・ 県外 530人
・ 川俣町 491人 ・ その他 178人

仮設住宅(9ヶ所) 公営宿舎等 795世帯 (約30%)

借上げ住宅等 1,805世帯 (約70%)

借り上げ住宅等には、早い時期に自力で避難した村民が多い。(特に、子供と若者層で)

飯館村民の避難状況

2012年6月1日

村のHPを加工

避難の住まいの形態	避難者数	避難者比率 %	避難世帯数	世帯比率 %	世帯平均人数
仮設合計	1,208	18.2	603	19.5	2.0
いいたてホーム	93	1.4	93	3.0	1.0
公的宿舎	541	8.1	194	6.3	2.8
借上住宅	3,917	59.0	1,647	53.2	2.4
その他	869	13.1	548	17.7	1.6
未避難	13	0.2	8	0.3	1.6
不明	1	0.0	1	0.0	1.0
合計	6,642	100.0	3,094	100.0	2.1
避難先	避難者数	避難者比率 %	避難世帯数	世帯比率 %	世帯平均人数
飯館村内	106	1.6	101	3.3	1.0
福島県内小計	5,999	90.3	2,687	86.8	2.2
内 福島市	3,809	57.3	1,643	53.1	2.3
伊達市	580	8.7	279	9.0	2.1
川俣町	500	7.6	197	6.3	2.7
飯館村	106	1.6	101	3.3	2.0
公的宿舎	541	8.1	194	6.3	1.7
借り上げ住宅	3,917	59.0	1,647	53.1	1.8
その他	869	13.1	548	17.7	1.0
未避難	13	0.2	8	0.3	2.1
不明	1	0.0	1	0.0	2.1
合計	6,642	100.0	3,094	100.0	2.1
県外計	643	9.7	407	13.2	1.8
仮設	1,208	18.2	603	19.5	2.0
公的宿舎	541	8.1	194	6.3	2.8
借上住宅	3,917	59.0	1,647	53.2	2.4
その他	869	13.1	548	17.7	1.6
未避難	13	0.2	8	0.3	1.6
不明	1	0.0	1	0.0	1.0
合計	6,642	100.0	3,094	100.0	2.1

仮設の平均世帯人数 2人
公的宿舎 2.8人
借り上げ住宅 2.4人
 → 若い世帯が仮設住宅以外に避難している傾向

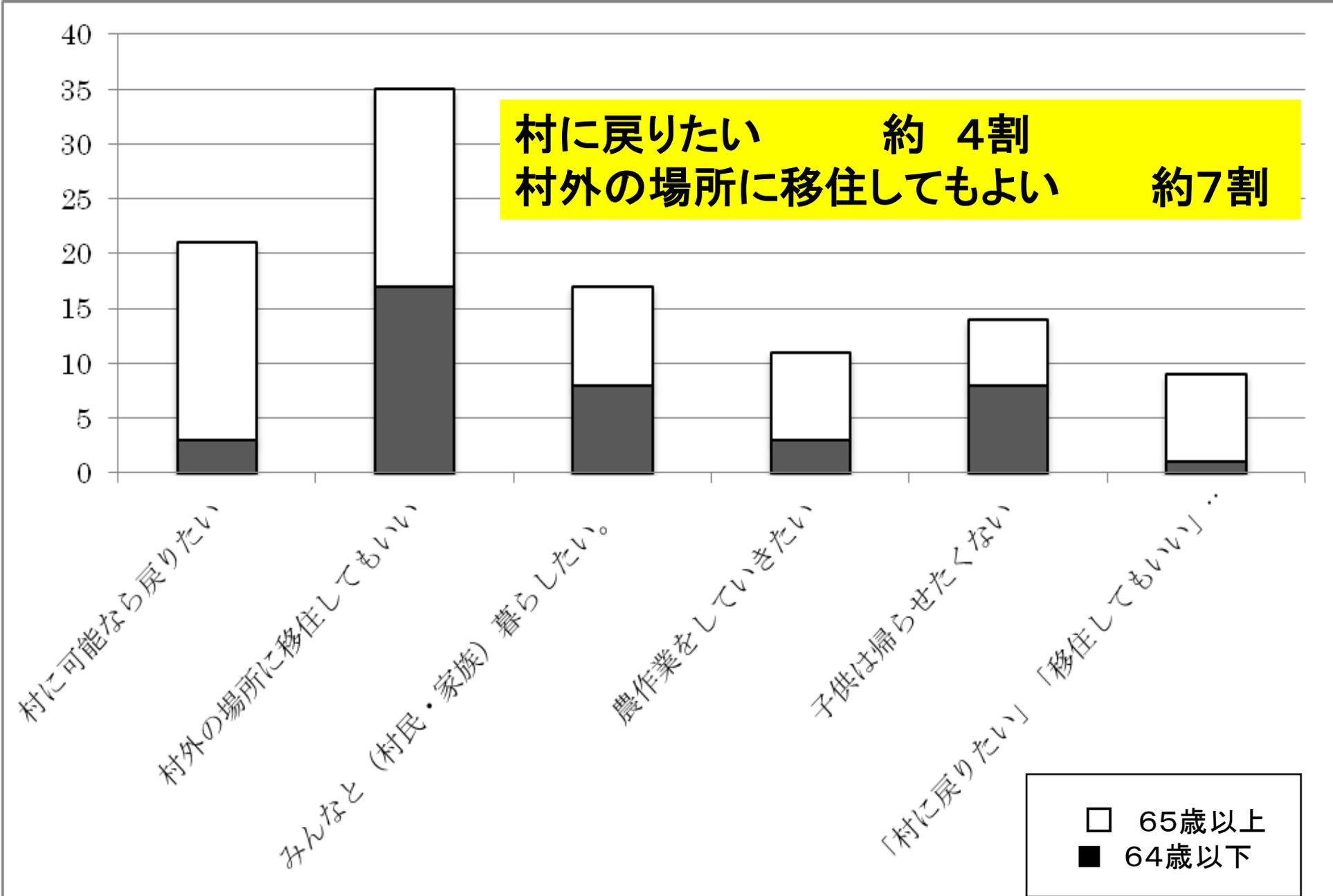


図5 将来展望(帰村、移住意向等) 2011年10月 52人

・村外の場所に移住してもいい

★64歳以下

- ・この仮設住宅暮らしでいい。家賃もなし。伊達市でもいい。床屋も病院もあり、便利。
。62
- ・ワイワイ集団で暮らしたい。分村の対応も必要。除染の期待はしない。61
- ・新しい分村が良い。(国見町でもいい)59
- ・村じゃなくても、移住でもいい。家族と暮らせれば良い。57
- ・孫、子供と一緒に生きていくから帰る事はない。移住は賛成。福島内が良い(仕事の関係で)57
- ・戻るのがベストだが、戻ることはできないだろう。その場合、相馬に住みたい。住む家族形態は問わない。56
- ・帰って生活するのは難しい。第2の飯舘村を作り20~30年スパンで物事を見ていきたい。55
- ・仮設を出てアパートか、戸建てがいいかも。移住したい思いはあるが家族と意見が分かれそう。55
- ・あまり遠くないところで仮設を出て暮らしたい。52
- ・家族で移住できるならしたい。金の問題がなければ。34
- ・北には行きたくない。沖縄にいとこもいるから行くかもしれない。移住には賛成。34
- ・内部被爆の問題もあり、空間線量の0,1msv。帰るつもりはない。賃貸だったし。「ふるさと」が二つ あっても良い。32

2011年10月のシンポジウム(「負けねど飯館」)での 村民アンケート結果 44人回答

Q6 村の復興(除染)計画について

Q6-1 2年で住環境の除染が完了するか

	度数	パーセント
1. 可能である	0	0.0
2. 可能性は高い	0	0.0
3. 可能性は低い	5	11.4
4. 可能性はない	33	75.0
5. わからない	5	11.4
無回答	1	2.3
合計	44	100

Q6-2 2年後に帰村して生活するか

	度数	パーセント
1. 生活する	0	0.0
2. できれば生活する	3	6.8
3. できれば生活したくない	2	4.5
4. 生活しない	24	54.5
5. わからない	13	29.5
無回答	2	4.5
合計	44	100

Q6-3 5年後に農業(家庭菜園含む)を再開するか

	度数	パーセント
1. する	0	0.0
2. できればする	4	9.1
3. できればしたくない	1	2.3
4. やらない	25	56.8
5. わからない	11	25
無回答	3	6.8
合計	44	100

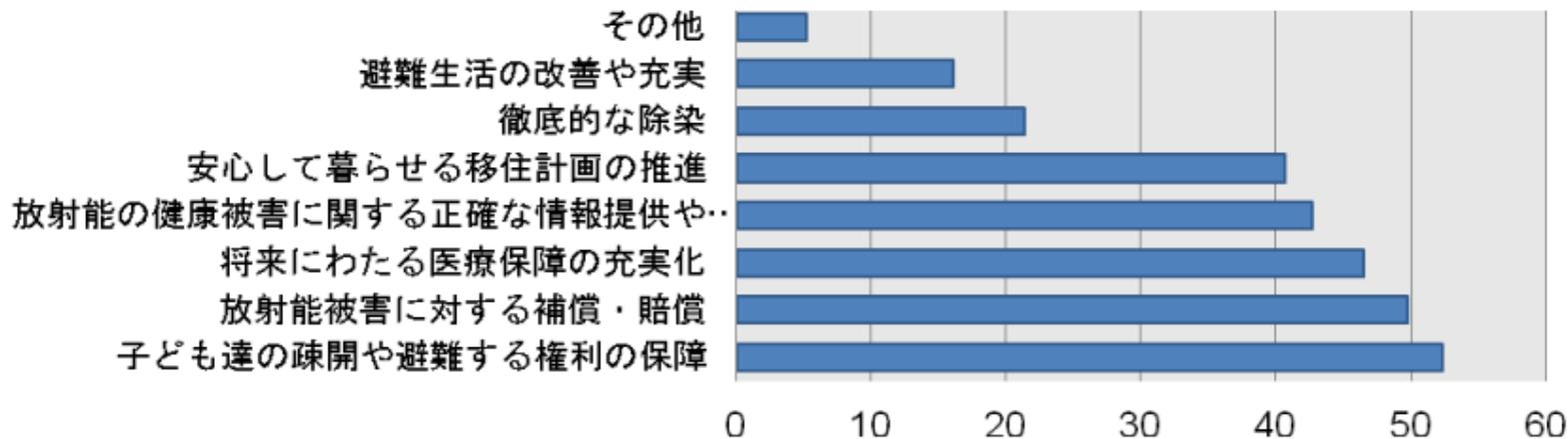
2年での住居除染の可能性ない 75%
2年後の帰村で生活しない 55%

2012年1月31日 トンデル博士の講演会での アンケート結果 福島市民、飯舘村民等 144名 原発被害対策で重要な上位3項目は？

問9. 原発被害対策として、今、あなたか重要なと考えるものを二つまで〇をしてください。(MA)

n=144

50%強の人が、「子ども達の疎開や避難の権利の保障」をあげ、続いて、「被害への賠償・補償」、「将来にわたる医療保障」、「正確な情報提供」、「移住計画の推進」で、これらの項目が40%を超えている。一方で除染については20%強にとどまった。まずは、子どもの安全と健康が優先されている。



子どもの疎開・避難の権利保障	53%
被害の補償・賠償	50%
将来にわたる医療保障の充実	47%
移住計画の推進	41%
徹底した除染	22%

前田行政区アンケート結果(2012年3月)

【問21】国や行政が“帰村可能”と決めても、あなたが“成功”と考えるレベルまで除染ができていない状況で、かつ避難生活費の行政負担がなくなった場合、あなたはどうしますか。現段階での考えをお答えください。(○は一つ)

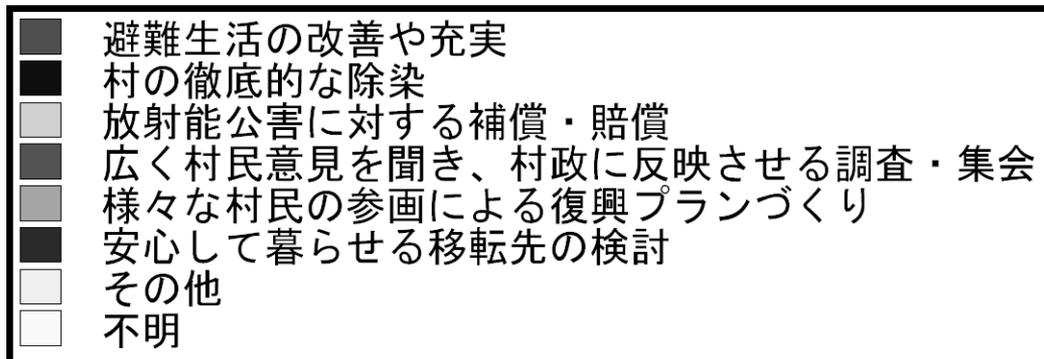
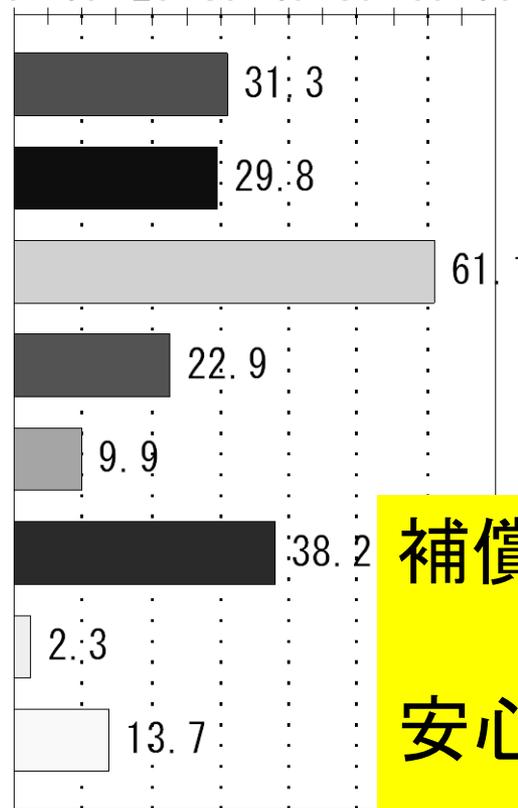
No	カテゴリ	件数	(全体)%
1	国や村が帰村可能というのだから、村に戻りたい	12	9.2
2	避難生活を続けるための補償がなければ、帰村するしかない	24	18.3
3	帰村しない	23	17.6
4	その時にならないとわからない	57	43.5
5	その他	2	1.5
	不明	13	9.9
	サンプル数(%ベース)	131	100.0

優先すべき 対策意向

【問24】あなたが優先すべきと考える事項（3LA）

n = 131

0 10 20 30 40 50 60 70



補償・賠償

61%

安心して暮らせる移転先の検討

38%

徹底した除染

30%

飯舘村の実施した村民アンケート 結果 2012年6月

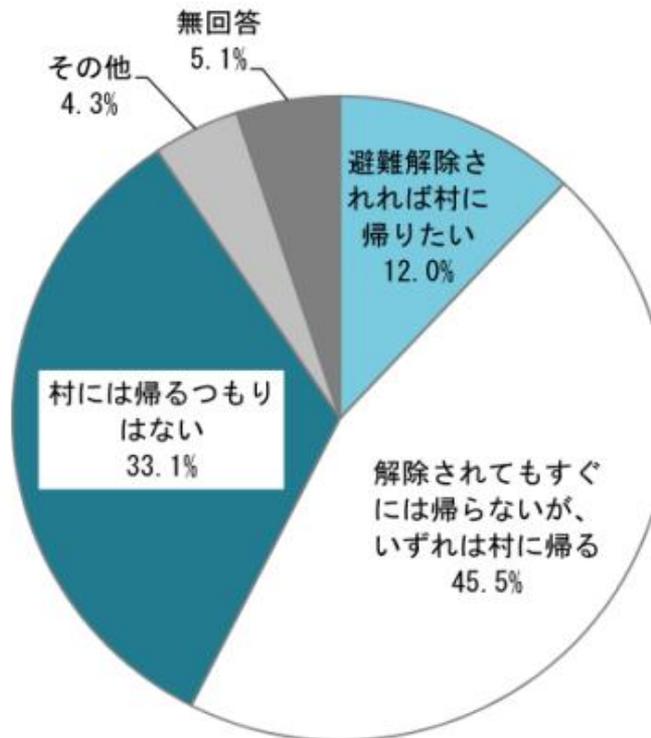
【設問】

Q27.あなた(及び現在同居中のご家族)は、帰村についてどのようにお考えですか。今のお考えに最も近いものを1つ選んでお答えください。(1つに○印)

■ 結果の概要

- ・「避難解除されれば村に帰りたい」(12.0%)、「解除されてもすぐには帰らないが、いずれは村に帰る」(45.5%)と、計57.5%が村に帰りたいという意向を示している。一方、33.1%は「村に帰るつもりはない」という意向を示している。

◆ 単純集計結果



【設問】

Q29.Q27で「2. 避難解除されてもすぐは帰らないが、放射線量の下がり具合などを見て、いずれは村に帰るつもりである」と答えた方にお聞きします。今後、どのような支援を望みますか。(上位3つに○印)

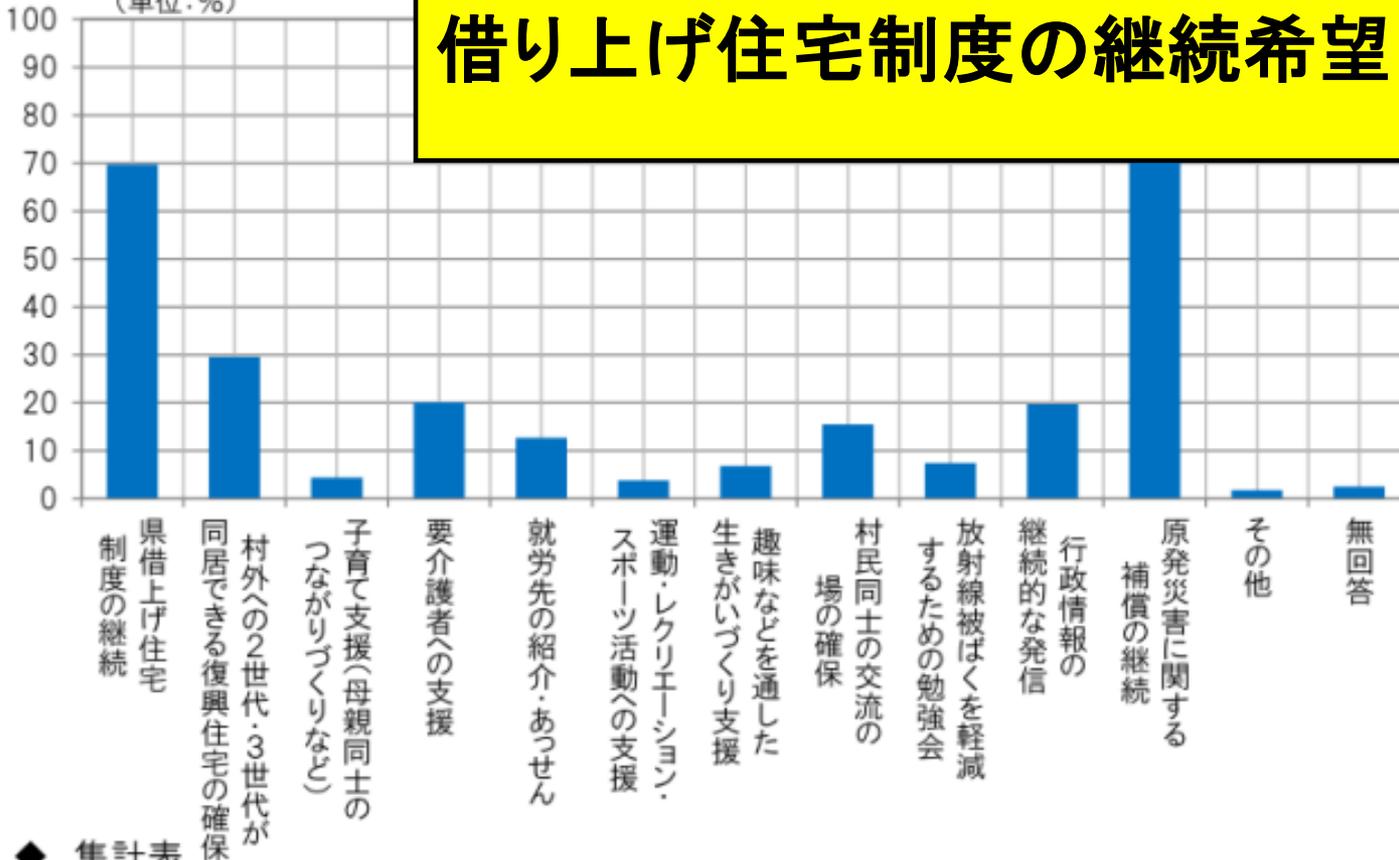
放射能の下がり具合で村に帰るつもりの人 46%

■ 結果の概要

- ・「原発災害に関する補償の継続」(77.8%)が最も高く、次いで「県借上げ住宅制度の継続」(69.7%)となっている。避難解除後にすぐに帰村しない場合も補償や居住場所の支援を継続することを求める意見が多い。

補償の継続 8割
借り上げ住宅制度の継続希望 7割

◆ 単純集計結果
(単位:%)



【設問】

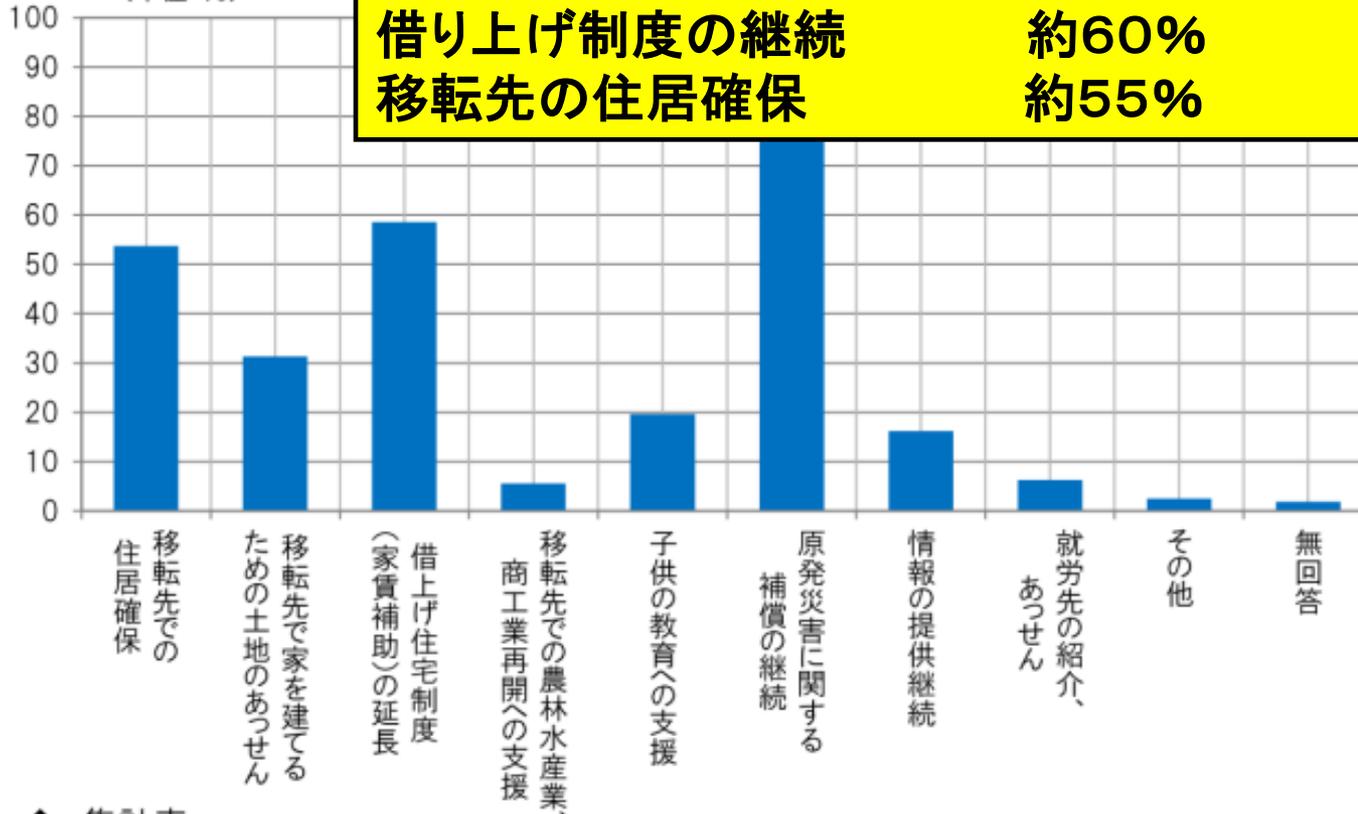
Q30.Q27で「3. 村には帰るつもりはない」と答えた方にお聞きします。今後、どのような支援を望みますか。
(上位3つに○印)

村に帰るつもりのない人 33%

■ 結果の概要

- ・「原発災害に関する補償の継続」(76.4%)と最も高く、次いで「借り上げ住宅制度(家賃補助)の延長」(58.6%)、「移転先での住居確保」(53.7%)となっている。帰村しない場合も補償や居住場所の支援を継続することを求める意見が多い。

◆ 単純集計結果
(単位:%)



長泥の成人へのアンケート 7月 90人の回答

平成 24 年 8 月 31 日

飯舘村長泥行政区長 鳴原良友 集計・解説協力 日本大学系長研究室、NPO法人EAS

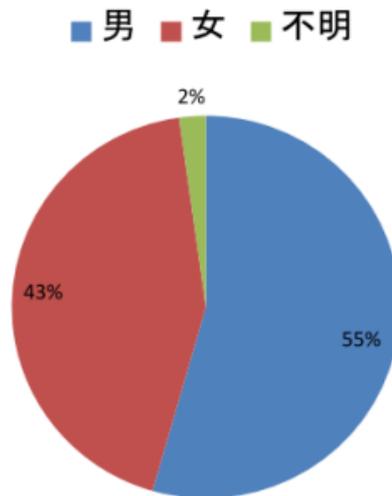
★アンケート方法は、行政区長より18歳以上の成人に配布して回収した。

回答形式は記名式で、回答数は90人であり、前回の世帯主50人の回答数より多い。

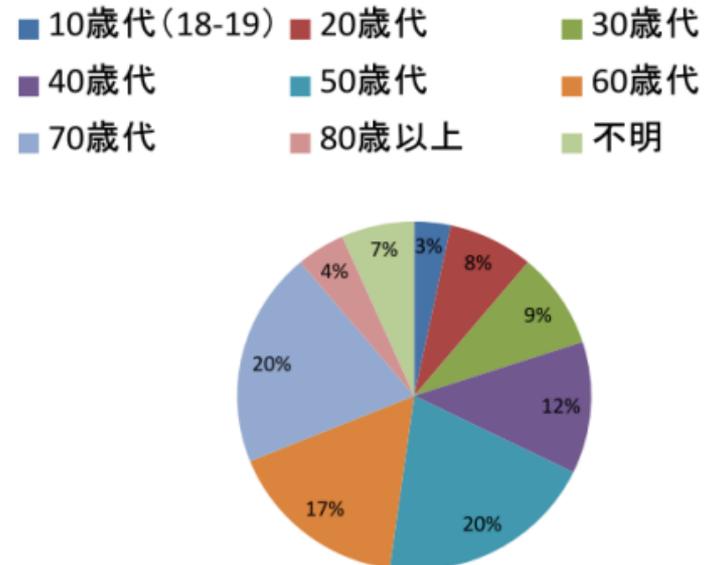
1. 回答者の性別と年齢

男女比率はほぼ同等で、多少男性が多い。年齢は、50歳代までが半数であり、比較的若い人達の意見が聞けた。

①-2性別



①-3年齢

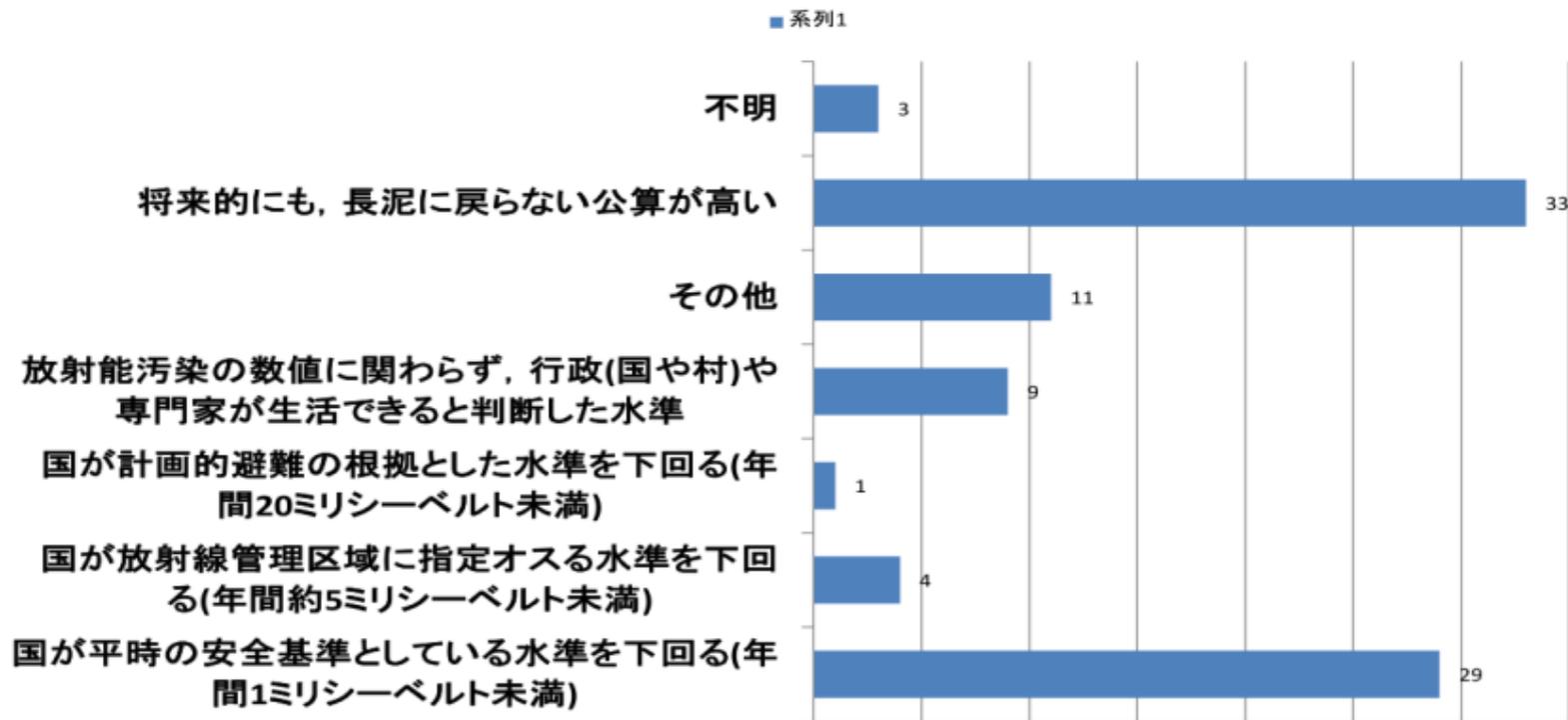


長泥に帰還してもよい条件

将来的に長泥に戻らない公算が高いという人がもっとも多く33人で、ついで、一ミリシーベルト以下が29人である。行政や国が基準としている、1ミリシーベルト以上での帰還は望んでいない。

母数=90人

長泥に戻って暮らしてもよいと思う状態



将来的にも戻らない公算高い

3.5割

年間 1ミリシーベルト 未満

3割

長期避難生活での住宅の形態

長期避難生活での住宅の希望は、住みたい場所に戸建てが33人と最も高く、ついで、長泥住民が集まる土地に戸建て建設が22人である。復興公営住宅は14人、借り上げ住宅の継続が13人である。

母数

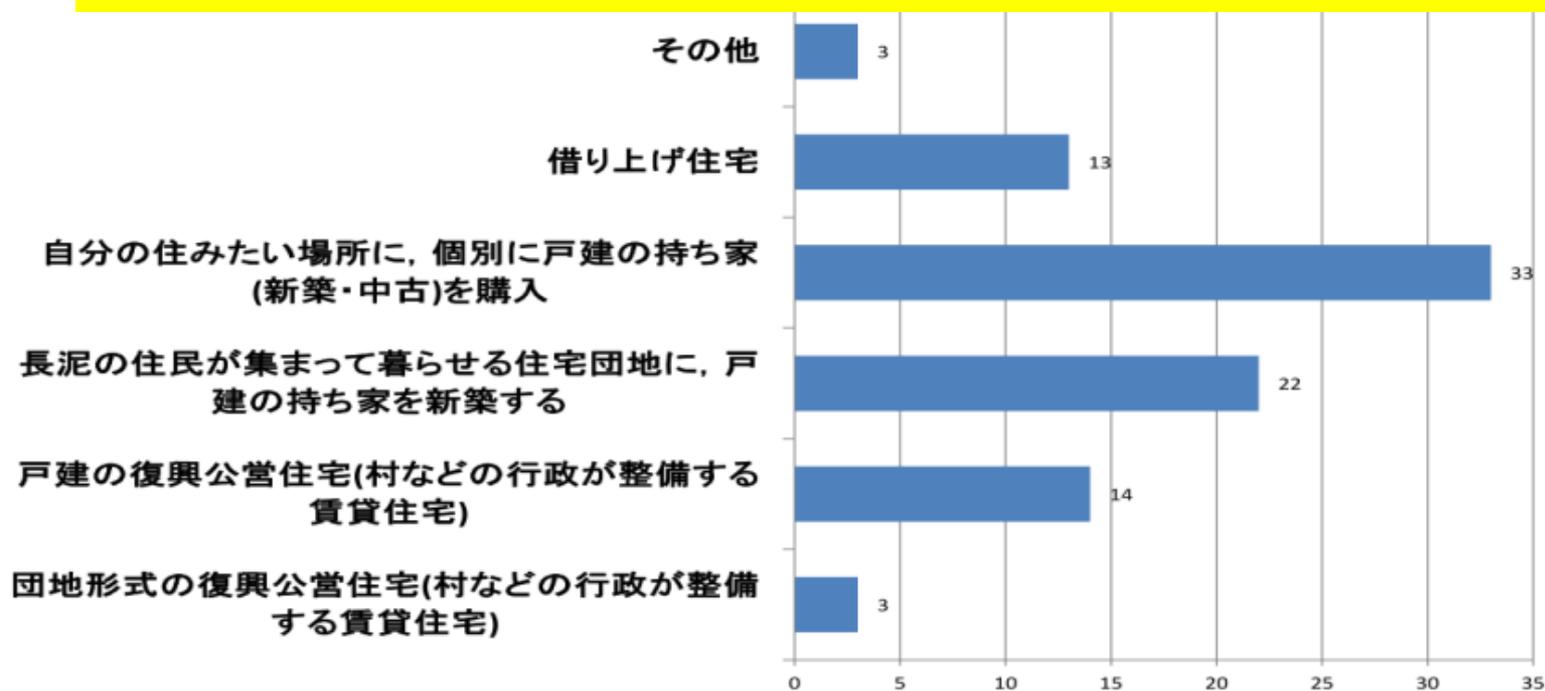
自分の住みたい場所に戸建て

3.5割

**長泥住民が集まる住宅団地で戸建て
戸建ての復興公営住宅**

2.5割

1.5割

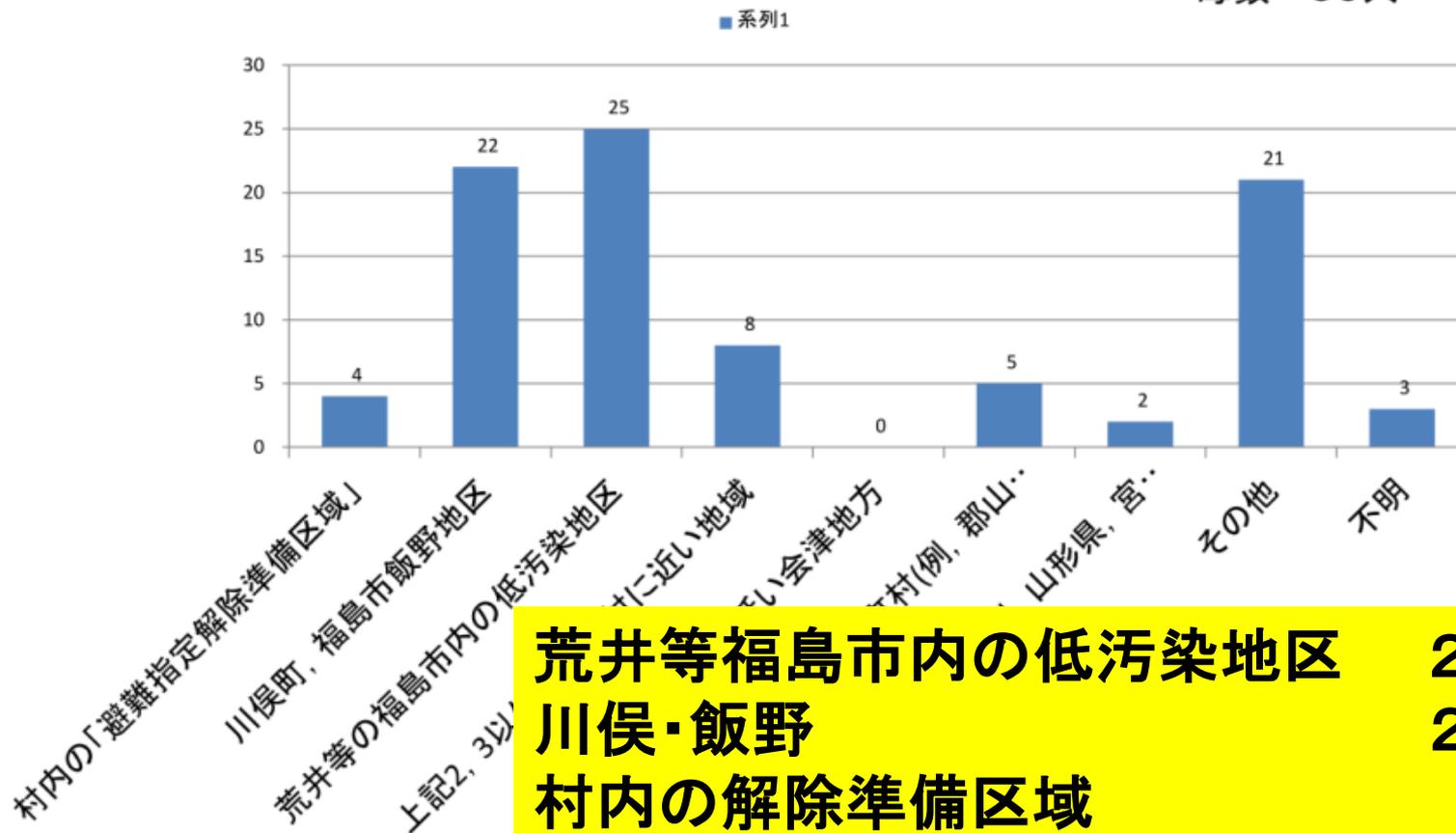


長期避難生活での居住希望場所

長期避難生活は、行方不定でいることが多く、福島市内の低線量の荒井地区が25人で、ついで、川俣等が22人である。その他県外も21人いる。

帰宅困難区域に指定され、長期避難生活となる際、最も希望する居住場所

母数=90人



荒井等福島市内の低汚染地区	28%
川俣・飯野	25%
村内の解除準備区域	5%
飯館村に近いところ	9%

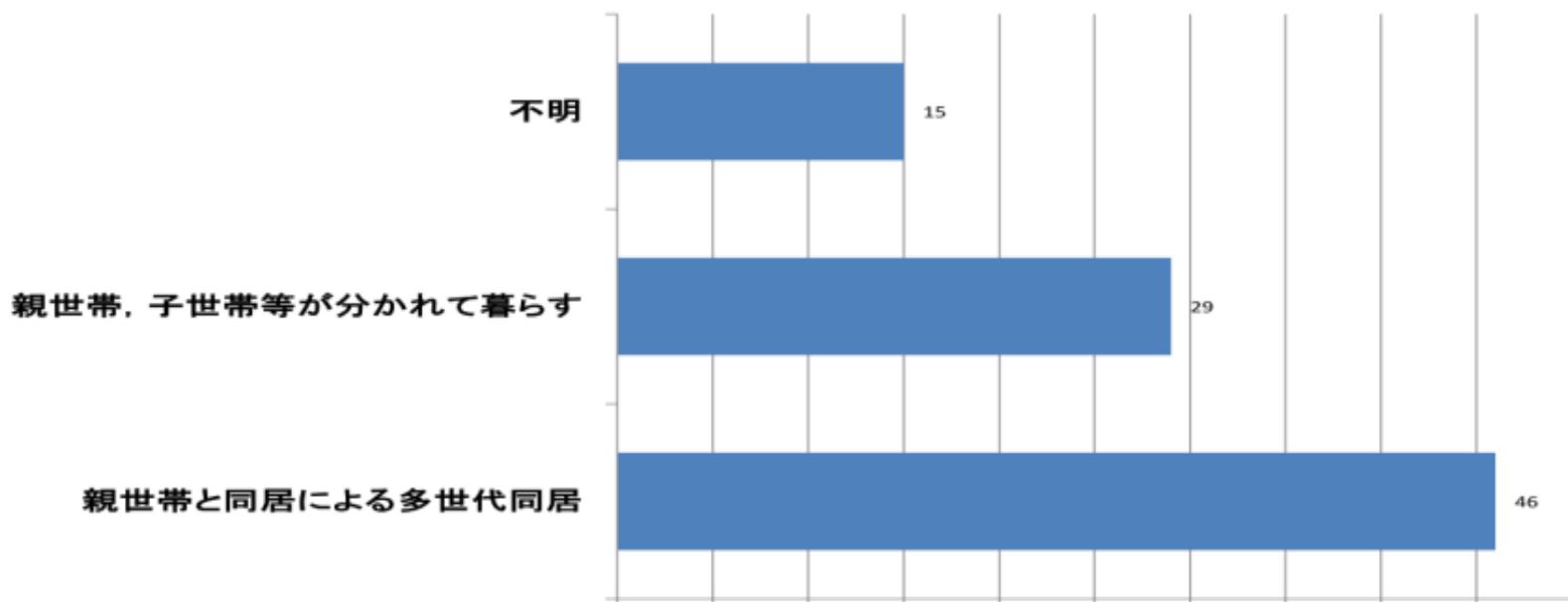
長期避難生活での家族の同居希望

長期避難生活での家族同居意向は、多世代同居である。現在の世帯分離を修復したいという意向か、住宅建設に伴う費用負担の問題か。

母数=90人

家族同居の考え方

■ 系列1



親世帯との同居

5割

親世帯と子世帯の分離

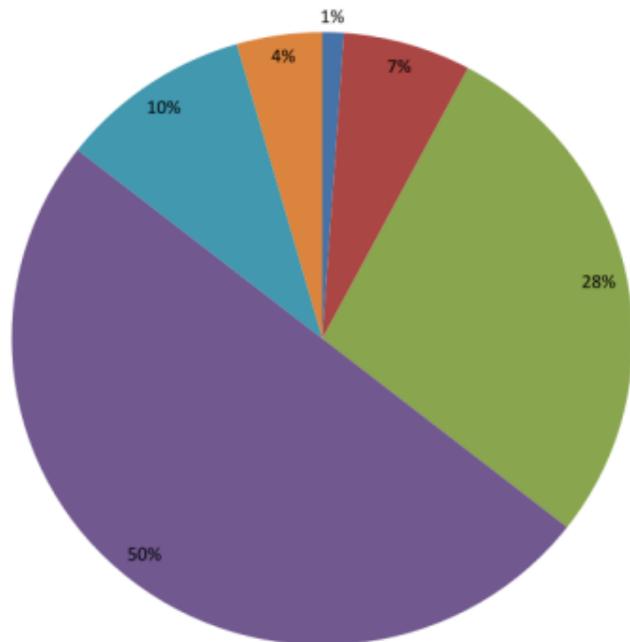
3割

村外での新しい住宅建設意向

建設を始めた人は1%であり、計画を始めている人は7%で、計画をするつもりは28%いる。不動産補償が明確でない現段階では、半数が未定である。一日も早く住宅問題の解決が望まれる。

避難住宅とは別に新しい住宅を建設・借用する計画は進めているか

- 既に土地を探し建設し始めた
- 既に計画を始めている
- これから計画をするつもり
- まだ、未定である
- 計画はない
- 不明

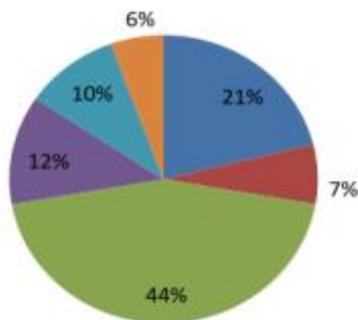


計画を始めた 7%
計画するつもり 28%
未定 50%

村外での仮の町・集落の実施意向

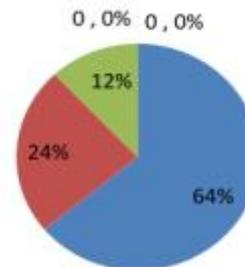
仮の町構想を村外で実施することをどう考えるか

- 賛同する
- どちらかといえば賛同する
- どちらともいえない
- どちらかといえば賛同できない
- 賛同できない
- 不明



【問4】<付属の問>仮の部落づくりの検討会に参加したいか

- 参加したい
- どちらかといえば参加したい
- どちらかといえば参加したくない^{24人回答}
- 参加したくない
- 不明

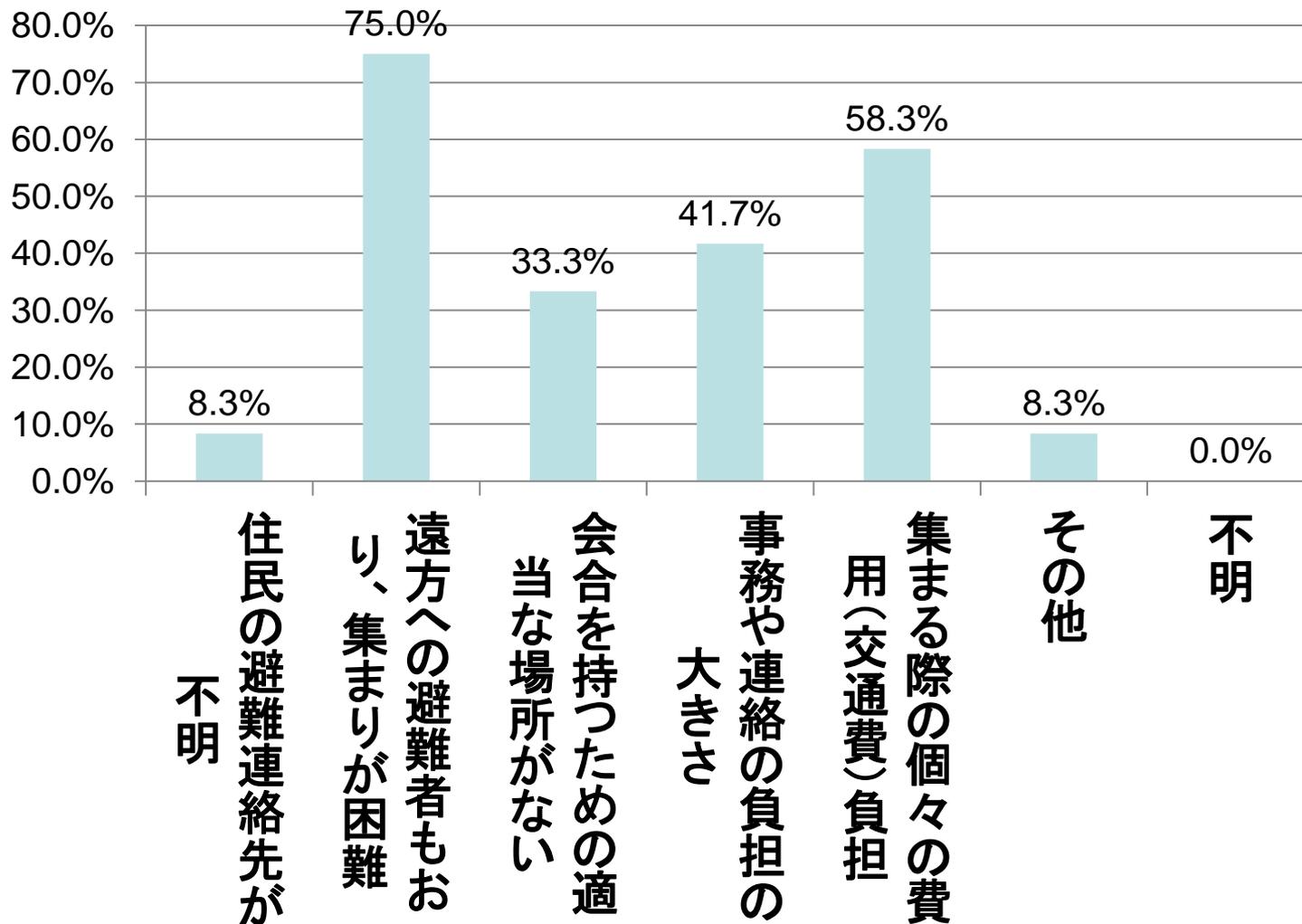


賛同 28%
 どちらともいえない 44%

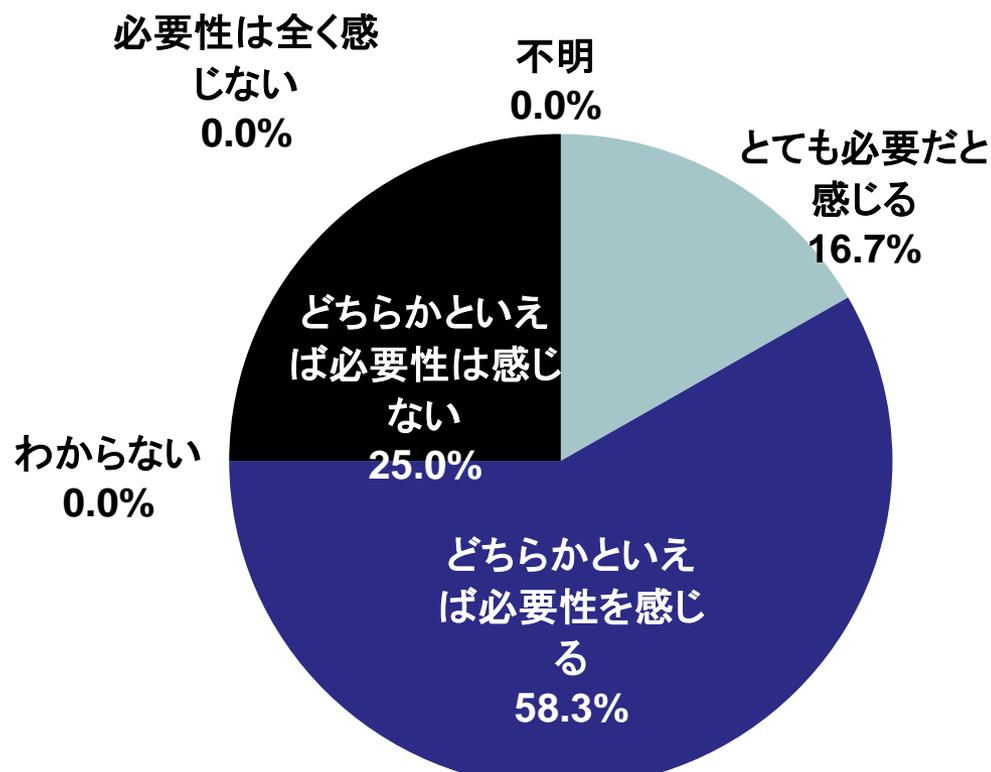
区長アンケート 2012年9月実施

20行政区長配布 12行政区長回収

行政区の住民の絆の維持での課題



仮の行政区づくりの必要性について



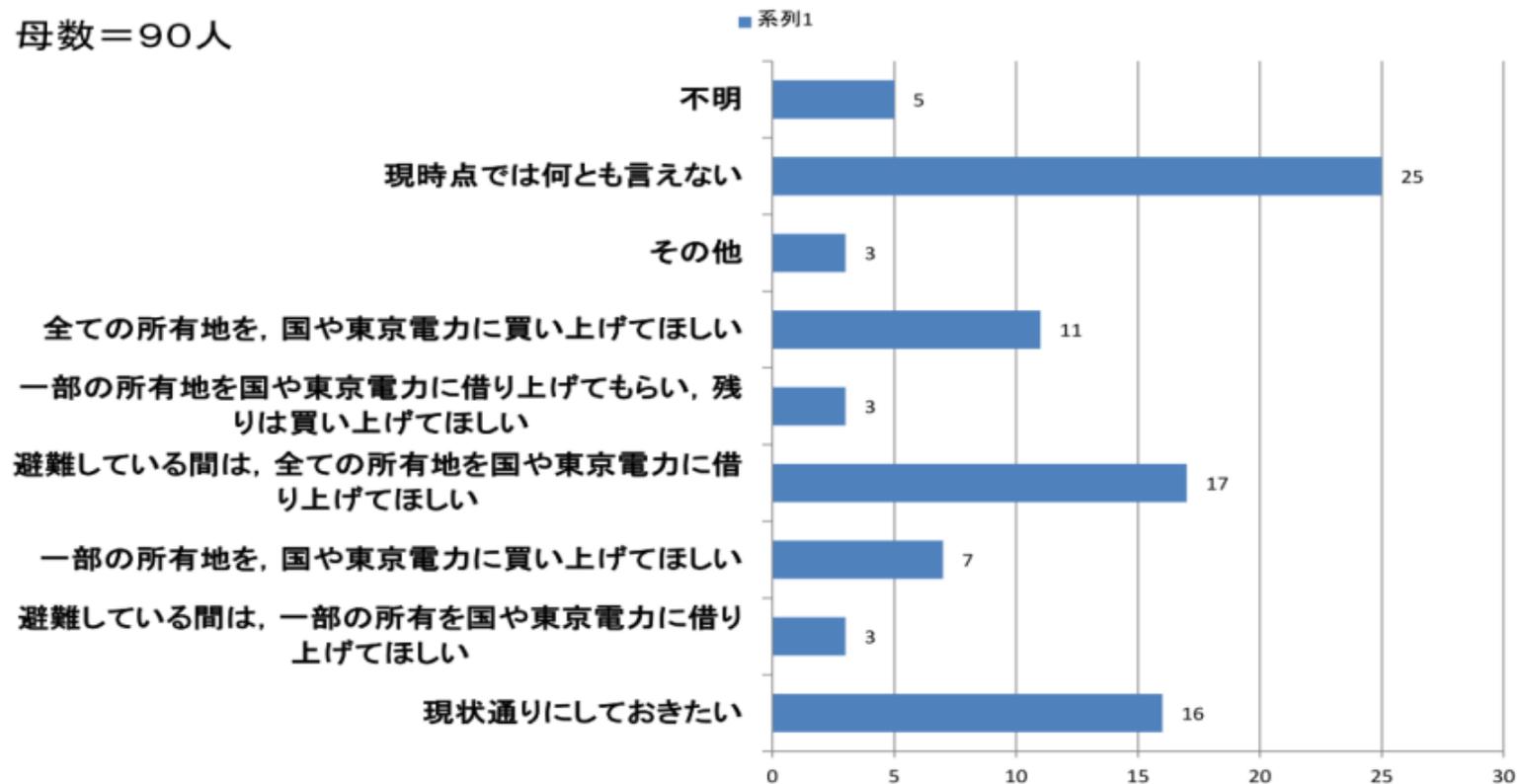
必要性は3 / 4

村内の土地、建物の補償意向

不動産の補償に関しては、判断保留が25人で、全ての土地を借り上げ希望が17人である。全ての土地の買い上げ希望は、11人であり、借り上げを希望する傾向である。ただ、一部の土地の買い上げ希望を含めると18人が買い上げを希望している。一部の土地も含めて借り上げ希望者は23人である。相対的には借り上げ希望が若干多い。

村に所有している土地資産や建物の今後の扱い方についての考え

母数=90人



全有権者 アンケートを実施 2012年10月末

5100人に送付、現在回収中 約 1300名 回収

自由記入の一部紹介

60歳
女性

村外の生活は、とても大変、早く村に帰りたい。村で農場したいと思っている。けど無理でしょうね。一日も早く村に帰りたい。みんなで生活したい。

27
歳
女
性

神奈川に
避難

2
避難先で盗難にあったり、車にいたずらされたりしたため、精神的にまいっている。放射能に注意しながらの生活に加え、長期にわたる避難生活という状況にストレスが溜まりイライラすることが多く、家族に当たってしまうことが多くなってしまう、先行きが何も見えない現状に不安をかかえています。国、県、村は帰村させる事ばかりで、本当の事を出さず、何も信用できない。日本には子どもは不要ないでしょうか……

★帰還と回復

帰還は、元居た場所に還ることである。

元の状態に還ることは回復。

帰還は場所へのこだわり

回復は状態へのこだわり

原発事故被害地域の復興再生の主要なテーマは、
帰還ではなく、回復。

人の回復、家族の回復、コミュニティの回復を
第一に考えたい。

元の状態に還す「恒常的回復」

→ 高度な深化した状態に還る、
「向上的回復」をめざす。

**不安定期の脱成長社会での
定住・移住・還住のデザイン
2 居住 1 0 0 年構想**

・飯館村での農的に暮らしが継続でき、かつ集落のコミュニティが維持でき、また、自然エネルギーを活用したエコロジカルな暮らしが実現できる、仮設村を構想した。
 ・戸建て仮設住宅ではなく、長屋形式で共同性の確保、効率良い建て方を想定する。
 ・建物はユニットで構成し、このユニットを外部でプレハブ的に製作し、それを避難村に運び、村の工務店、造園会社が施工し雇用も産み出す。

再生可能エネルギーの地産地消戦略



● みんなの建物

キッチン、トイレ、多目的なスペースを持つ、みんなの建物を建設します。みんなが自然に集まってくるようなシンボリックな空間となります。ゲストハウスや外来者の体験入居の場所としても利用できます。



● みんなの農地

敷地の北側のまとまった土地を、みんなの農地として利用します。みんなで協力し、地元の農家の支援を受け、様々な農業にチャレンジすることができます。



● 個人の庭

各住戸にもちょっとした庭が。ガーデニング、有機野菜の栽培など自由に趣味を楽しみましょう。



まで一な避難長屋の意義

- ① 住宅としての永続性はある。
- ② 恒常的な村として機能してもよいが、飯館村に帰村した場合は、菜園付き別荘的な活用可能。
- ③ 居住する村民は、300万円の住宅再建補償金を活用して初期投資をする。
- ④ 残りの建設費は、補助金+倫理的投資金を活用する。

● みんなの広場

建物と建物間の空間を、みんなの広場として利用します。子供の遊び場、井戸端会議、バーベキュー、収穫祭や夏祭りなどのイベント開催・・・住民の憩いの場となります。



● 森の家とセルフビルド

森の家を自然素材（例えば藁）を使って、地元の大工さんなどの協力のもと、自分たちで作ります。森の家だけではなく、みんなの建物、各住戸も、セルフビルドが可能な作業は、自分たちで作ります。



原発災害二拠点居住促進法(案)の骨子 V1

2012年3月18日

NPO法人エコロジー・アーキスケープ(理事長・糸長浩司)

1. 目的

原発事故での災害は長期化する。帰村、帰町が長期的に困難な状況下で、仮設住宅、借り上げ住宅での暮らしは不安定であり、かつ、家族及びコミュニティの分断を継続させている。

被災者は、一日も早く安心して、安定した暮らしができることを求めている。そのためには、家族、集落、コミュニティ単位で、放射能汚染の心配の少ない場所に移住して、生活できる定住環境を整備する。

個別の移住ではなく、コミュニティ単位での移住を基本とする。

元の居住地へは、長期にわたり、見回り、管理、行事等のために、適時に戻ることができる権利を保有する。放射能の汚染状況が改善され、住むことに支障が生じない段階においては、帰還を可能とする。

(★津波被害での高所移転に関する「防災集団移転促進」を、原発災害に関しては、省庁の枠を超えた地域密着型での総合化、大規模化の公共支援事業して実施する。)

2. 内容

(1) 場所の選定

- ① 今後の予測で年間1ミリシーベルト以下の土地を目安とする。
- ② 土地の選定に関しては、当該避難住民の意向を尊重し、行政との協議により選定する。
- ③ 避難住民の既存の集落、コミュニティのまとまりを尊重して選定する。
- ④ 場所の選定に関しては、東電、国は率先して行う。

(2) 移住対象

- ① 移住は世帯単独ではなく、5戸以上のコミュニティ単位とする。
- ② 移住対象世帯数の上限は設定しない。

(3) 整備内容

- ①町、村の機能を小規模化した施設、空間を総合的に整備する。
- ②住宅地、農地、林地、コミュニティ施設、幼児・児童教育施設、医療・高齢者福祉施設、加工場、商業施設、行政関連施設、共同農場、共同工場、共同市場、交流市場等。
- ③住宅は、戸建て住宅、連棟住宅が中心で元の居住地風景、環境と馴染むようにする。

(4) 雇用の確保

- ①移住地先、及びその周辺の産業の創設により、避難住民の安定した雇用を確保する。
- ②移住地先から通える範囲での雇用の機会の提供を、行政は積極的に行う。

(5) 避難住民の健康管理

- ① 避難住民の生涯にわたる健康管理に関して、移住地での独自の継続的な健康管理、健康維持のための支援を行う。
- ② 元の町村への一時帰宅にともなう放射能被ばくに関する継続的な調査とデータ化を行い、永続的な健康管理のシステムを確立する。

(6) 移住先の不動産権利関係

- ① 移住先の土地に関しては、30年～50年間の定期借地権とする。
- ② 住宅、コミュニティ施設等に関しては、建設者が所有権を持つ。

(7) 建設費用

- ① 土地の定期借地費用、宅地・農地の造成費用は、東電、国の負担とする。
- ② 住宅建設、農地での施設建設に関する費用も、東電、国の負担とする。

(8)放射能汚染された不動産の補償と管理

- ①住宅、農業施設、農林地等の不動産は、東電・国が30年～50年間の定期借家・借地で、被害者から借用し、その借用金を補償金として被害者に支払うこととする。
- ②30年～50年間で借用された不動産に関しての、管理、活用方法に関しては、「●●地区土地利用管理組合」を設置し、当該関係住民と行政との協議の上で、除染、管理システムを確定する。
- ③尚、除染の結果として、帰還が可能と判断できた状態では、定期借地契約の解約は、被害者が一方的にできるものとする。

(9) 移転地の整備事業の総合性・参加性・エコロジー性の確保

- ① 防災集団移転事業のような単独省庁管轄事業ではなく、町村独自、コミュニティ独自で総合的、パッケージ的にできる建設事業とする。宅地、農地、公共用地、林地整備等を複合的、総合的な事業とする。
- ② 整備事業の展開は、該当する町村及び住民の協議・参加による建設及び運営委員会を立ちあげて、移転者の希望、要望に添って協働的に進めるものとする。
- ③ 環境の保護と育成、再生可能エネルギーの自給自足等を含めた、エコロジー性を備えた最先端のモデル的な居住環境を総合的に整備する。

(10) 見守りと還住の権利

移転中は、元の居住地での、見守り、管理、行事等のために、適時に戻ることができる権利を保有する。その際には、放射線被曝に関する測定を継続的に行い、健康管理についての配慮を行う。また、元の居住地の放射能の汚染状況が改善され、住むことに支障が生じない段階においては還住の権利を保障する。